

会費納入に係る特例措置（激甚災害で被災した会員の年会費の免除措置）規約

政府により激甚災害に指定された災害で被災された日本生態心理学会員を対象に、以下の要領で年会費を免除する。

- ・対象

政府により激甚災害に指定された災害で被災した日本生態心理学会員

- ・申請期間

激甚災害に指定されてから原則として6ヶ月以内

- ・申請方法

以下に示す書類を会員である申請者が事務局宛に電子メールもしくは郵送にて提出する。

1. 会費免除申請書

2. 被災を証明する書類の写し

- ・審査

会員からの申請内容に基づき、理事会で審議の上、承認する。

- ・免除期間

1回の申請による会費免除の期間は1年間とする。

- ・継続申請

免除の継続を希望する場合は、免除を希望する年度の前年度3月31日までに申請を行うこととする。ただし、同一事由による免除の継続は3年間を限度とする。

- ・お問い合わせ先

日本生態心理学会事務局

〒194-8610 東京都町田市玉川学園6-1-1

玉川大学リベラルアーツ学部佐藤由紀研究室内

office@jsep-home.jp

附則

本規約は2018年9月8日より施行する。